



令和 7 年 10 月 20 日
内閣府政策統括官（防災担当）

災害対応車両調整法人が派遣する災害対応車両を活用して
応急仮設住宅が整備されます
～災害対応車両登録制度開始後初めての事例～

1. 概要

内閣府では、令和 6 年 1 月の能登半島地震での教訓を踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録・データベース化し、発災時には、被災自治体が迅速に派遣要請をすることができる災害対応車両登録制度を令和 7 年 6 月 1 日から開始しています。

この度、令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けた熊本県上天草市内において、本制度に登録された災害対応車両調整法人が派遣するムービングハウスを活用して、応急仮設住宅が整備されることとなりました。本制度の活用は、制度開始後初めての事例となります。

今後も本制度が被災自治体において活用されるよう、普及・促進に努めてまいります。

2. 派遣を要請した自治体

熊本県

3. 派遣を行う災害対応車両調整法人

一般社団法人日本ムービングハウス協会

4. 整備をする場所

熊本県上天草市

5. 派遣される車両の種別

ムービングハウス

6. 派遣される災害対応車両の用途

応急仮設住宅（10 戸分）として活用

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

清水、上野、伊藤、坂田

TEL 03-5253-2111（内線51309）

03-3503-5691（直通）

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両**(以下「車両」という。)とは、発災時に、**避難所**、**仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事**、**洗濯**若しくは**入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**(発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。)のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか**、**車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化**し、自治体等へ共有(下図①②)。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム(D-TRACE®)**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**(下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**(下図⑤)。
- 上記制度の骨格は、告示(災害対応車両等登録規程)で規定。**本年6月1日**より施行。
- 令和7年10月6日時点で、**災害対応車両は162台**、**災害対応車両調整法人は24法人**が登録済。

■ 災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される**自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)**の車両をいう



キッチンカー



トレーラーハウス



ムービングハウス



トイレトレーラー



キャンピングカー



ランドリーカー



シャワートレーラー

■ 登録制度イメージ

